

不適合管理委員会報告情報
平成18年10月3日分

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成18年10月3日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：1件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	圧力抑制室において、協力企業作業員がトタン板で右手中指を負傷したため、トタン板をゴムマットで養生するとともに、本事例を関係者に周知し、注意を喚起	A	10月2日公表済 (PDF14kB)

その他：34件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	燃料プールフィルタ（A）入口流量調整弁の点検時、ポジション一部品に動作不良が認められたため、ビームローラーを修理	D	
2	1号機	燃料プールフィルタ（A）空気作動弁点検時、逆洗用所内空気入口弁等（他2台）駆動部の減圧弁にエアリークが認められたため、当該弁を修理	D	
3	1号機	燃料プールフィルタ（B）空気作動弁点検時、逆洗用所内空気入口弁駆動部の減圧弁に動作不良が認められたため、当該弁を修理	D	
4	1号機	燃料プールフィルタ（B）空気作動出口弁の点検時、駆動部にエアリーク認められたため、当該部を修理	D	
5	1号機	環境集積線量測定用TLB素子の定期点検時、校正基準値外れ（1個）が認められたため、対応検討	D	
6	1号機	格納容器冷却海水系（A）ストレーナ切替弁において、駆動部動作不良が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
7	1号機	補助海水系ストレーナ（B）において、バケットの止め金具に変形が認められたため、当該金具を交換	D	
8	2号機	原子炉再循環ループ流量入力点の調査時、計器測定範囲とプロセス計算機入力範囲に相違が認められたため、対応検討	C	
9	2号機	ドライウエル内の現場点検時、照明器具に破損が認められたため、照明器具を修理	D	
10	2号機	燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩器（A）空気作動ブロー弁他（5台）の点検時、電磁弁排気孔よりエアリークが認められたため、当該弁を修理	D	
11	2号機	燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩器（A）差圧検出器点検時、低圧側空気作動計装弁の電磁弁ダイヤフラム部よりエアリークが認められたため、当該部を修理	D	
12	2号機	燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩器空気作動逆洗用空気入口弁の点検時、電磁弁の排気孔よりエアリークが認められたため、当該弁を修理	D	
13	2号機	給水加熱器（2C）空気作動ドレン水位調節弁の点検時、駆動部ベント穴よりエアリークが認められたため、当該部を修理	D	
14	2号機	湿分離器ドレンタンク（2）空気作動水位調節弁他（1台）の点検時、減圧弁よりエアリークが認められたため、当該弁を修理	D	
15	2号機	給水加熱器（5A）ドレン水位調節弁他（1台）の点検時、ポジションナーの豆ゲージに指示不良（ステック）が認められたため、当該豆ゲージを修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
16	2号機	給水加熱器（4 A）空気作動ドレン水位調節弁他（3台）の点検時、減圧弁よりエアリークが認められたため、当該弁を修理	D	
17	2号機	給水加熱器（5 C）空気作動ドレン水位調節弁の点検時、ポジションナー部品よりエアリークが認められたため、当該部を修理	D	
18	2号機	残留熱除去海水（B）系空気作動淡水希釈入口弁の点検時、駆動部ベント孔よりエアリークが認められたため、当該部を修理	D	
19	2号機	移動式炉内計装系室内の照明器具に破損が認められたため、照明器具を修理	D	
20	2号機	「大熊線2号主保護2系列化に伴う2L電源盤改造」工事において、福島系統安定化装置B系ロック操作時に復旧順序間違いの不適合が認められたため、対応検討	C	
21	4号機	廃棄物処理建屋換気空調系計装品点検時、排気ファン入口流量スイッチに動作不良が認められたため、当該スイッチを修理	D	
22	4号機	廃棄物処理建屋換気空調系計装品点検時、給気ファン出口流量制御指示計の出力値に不良が認められたため、当該計器を修理	D	
23	4号機	廃棄物処理建屋換気空調系計装品点検時、排気ファン出入口差圧指示計に指示不良が認められたため、当該計器を修理	D	
24	5号機	可燃性ガス濃度制御系流量調節計「ブロウ流量低」の設定値変更後、「警報装置の設定値変更等連絡票」の通知不備が認められたため、対応検討	C	
25	5号機	原子炉圧力容器耐圧漏えい確認において圧力容器ベントラインベント弁にシートリーク（鉛筆芯1本程度）が認められたため、当該弁を修理	D	
26	5号機	原子炉建屋補機冷却系サージタンク水位制御系の計装用空気系配管において、配管フランジ部よりエアリークが認められたため、当該フランジ部を点検・修理	D	
27	5号機	硫酸第一鉄注入用メインタンク及びサブタンクにおいて、レベルゲージに汚れが認められたため、レベルゲージを点検・清掃	D	
28	5号機	No. 4重油タンクにおいて、上部ベントフィルタに詰まりが認められたため、当該フィルタを交換	D	
29	6号機	原子炉再循環系ポンプメカシール予備品確認時、予備品倉庫内の保管部品が誤って廃棄されていることが判明したため、対応検討	A	
30	6号機	補助海水系硫酸第一鉄注入サブタンクにおいて、レベルゲージに汚れが認められたため、レベルゲージを点検・清掃	D	
31	6号機	発電機水素ガス乾燥器連絡弁において、ハンドルの破損が認められたため、ハンドルを修理	D	
32	集中環境施設	高線量廃棄物保管系換気空調設備排風機制御回路用タイマーリレーの点検時、接点抵抗に管理目標値外れが認められたため、当該リレーを交換	D	
33	集中環境施設	高温焼却炉前処理設備開梱コンベアにおいて、詰まりが認められたため、当該コンベアを点検・清掃	D	
34	集中環境施設	廃液乾燥固化系廃棄物移送容器液位計において、液位検出器に指示不良が認められたため、当該計器を点検・校正	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・ 管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・ 原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 主要パラメータの緩やかな変化 ・ 人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

＜注 意＞

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで